

ご案内

事業者様

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

2019年度

「低圧電気取扱業務特別教育（学科・実技：開閉器操作の業務）」の開催について

低圧電気の取扱いの業務に労働者を就かせるときは、その全員に労働安全衛生法第59条第3項の規程によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 日時及び会場

会場	開催日	
島田市地域交流センター歩歩路 (島田市本通3-6-1)	4月26日(金)	10月9日(水)

※開始時刻は9時から。(必ず8時50分までに会場へお越しください。)
会場に無料駐車場はありません。

2. 特別教育の内容

学科 (1)低圧の電気に関する基礎知識 (2)低圧の電気設備に関する基礎知識
(3)低圧用安全作業用具に関する基礎知識 (4)低圧の活線および活線近接作業の方法
(5)関係法令

実技 開閉器操作業務1時間

3. 学科課程受講料(テキスト代・昼食代を含む) ※非会員事業場様は1名につき2,000円+消費税が加算されます。
2019/9/30 まで 労働基準協会会員事業所は1名につき 10,800円(うち消費税800円)
2019/10/1 以降 " 11,000円(うち消費税1,000円)

4. お申し込みの方法

- (1)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会へお申込みください。定員になり次第締切ります。
- (2)テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

※講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、「特別教育修了証」を交付します。

6. 携行品 受講券・筆記用具

7. 実技教育

本講習のうち、開閉器操作業務以外の実技については事業場で「低圧の活線及び活線近接作業方法について6時間以上」実施していただくことになります。実施した教育記録は保存しておく必要があります。

受講初日	年 月 日
講習会場	島田市地域交流センター歩歩路

島田労働基準協会開催
低圧電気取扱の業務特別教育（学科・実技：開閉器操作業務）受講申込書

（※申込書用紙はコピー可）

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

年 月 日

月 日支払予定

※講習日の 2 週間前までにお願いします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。